

大阪府肥料価格高騰対策支援金 (4～6月に申請済の方への追加支援)

令和8年**4月27日から6月30日の間に大阪府肥料価格高騰対策
支援金（4～6月受付分）に申請された方**が対象です

追加の支給を受けるには**再度の申請が必要**です

※申請書類は簡略化されています

肥料価格の高騰などにより経営に影響が出ているみなさまに、
営農を継続していただくための支援制度です。



支援の対象となる農業者

大阪府内在住で農業の売上が**100万円以上**（令和7年の確定申告額等）の農業者

追加支給金額

販売金額	追加支給額	販売金額	追加支給額
100万円以上 300万円未満	3,000円	5,000万円以上 1億円未満	75,000円
300万円以上 500万円未満	5,000円	1億円以上 2億円未満	150,000円
500万円以上 1,000万円未満	8,000円	2億円以上 3億円未満	250,000円
1,000万円以上 3,000万円未満	20,000円	3億円以上 5億円未満	400,000円
3,000万円以上 5,000万円未満	40,000円	5億円以上	525,000円

申請時期

令和8年**7月29日（水）～9月4日（金）**

申請方法：原則、オンライン申請 ※郵送による申請も可

必要書類等チェックリスト

	オンライン申請の方（個人・法人）	郵送申請の方（個人・法人）
☐	システム上での申し込み	様式第1号（大阪府肥料価格高騰対策支援金申請書）
☐	（振込先を変更する場合のみ）振込先の確認書類	様式第2号（誓約・同意書）
☐		（振込先を変更する場合のみ）振込先の確認書類

お問合せ先

詳細は大阪府のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/seisyansyasapo-to/hiryoukoutou.html>

大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センター TEL:0120-700-067

〔受付時間〕 午前9時00分から午後5時00分まで（平日のみ）

